令和4年度 第1回豊明市障がい者地域自立支援協議会 議事要旨

令和5年2月13日(月) 午後2時~午後4時 豊明市総合福祉会館3階大会議室

1 会長あいさつ 加藤会長より挨拶

2 議事

- 1 豊明市障がい者基幹相談支援センターの取り組みについて(報告) 事務局より資料 1-1、1-2、1-3に基づき説明する。
- 2 豊明市児童発達支援センターどんぐりの取り組みについて(報告) 事務局より資料 2-1、2-2 に基づき説明する。
- 3 障がい者相談支援事業委託実績(報告) ・・・資料3 事務局より資料3に基づき説明する。
- 4 障がい児相談支援事業委託実績(報告) ・・・資料 4 事務局より資料 4 に基づき説明する。
- 5 地域生活支援拠点の整備について (報告)・・・資料 5-1 (参考)、5-2 事務局より資料 5-1 (参考)、5-2 に基づき説明する。
- 6 豊明市日中サービス支援型共同生活援助の評価基準について(決議) 事務局より資料6に基づき説明する。 全員賛成にて可決
- 7 令和5年度豊明市障がい者自立支援協議会について(決議)・・・資料7 事務局より資料7に基づき説明する。 全員賛成にて可決

【課題1~3 質疑・意見等】

なし

【課題4 質疑・意見等】

(オブザーバー)

資料4の相談の傾向の二番目、前年度から大きく傾向は変わらず、家庭力が脆弱化傾向にあるというところの説明をお願いしたい。貧困や障がいのある方、外国籍の方はもともといらっしゃる中で、なぜこういう方々が増えたのかというところを教えてください。

(事務局)

相談者として豊明団地に住んでいる方で、外国籍の方がとても増えていると感じている。ひとり親家庭からの相談も増えているような気がする。フルタイムで働かないと、貧困に繋がったり、福祉サービス自体が就労のために制度設計されておらず、放課後等デイサービスと児童発達支援に関しても、例えば夏休みなどの長期休みになると営業が 10 時から夕方 16 時までとかになると、親御さんがフルタイムでなかなか働くことができない。国が示すモデルケースの両親と子供二人という家庭は減ってきていると感じている。

(オブザーバー)

相談支援が認知されて相談されることが多くなったのではないか。ニーズが集まってきたと感じる。

(事務局)

困難な事例も増えてきていますし、従来型のサービスだけでとても障がい者の方の 生活をカバーできない社会の仕組みになってきている。困難なケースには多機関によ る相談支援が必要となるし、いろいろな政策を支えるにも、福祉関係者だけではない 人、地域全体での支える仕組みが必要な時代になってきていると思う。今年度より、 重層的支援体制整備事業を始め取り組みを検討しているので、今後もご協力をどうぞ よろしくお願いしたい。

【課題5 質疑・意見等】

(委員)

親亡き後で障がい者として独り生活をしていく中で成年後見人制度についても説明 しないといけない。どのようなところを目指しているのか。来年度以降へ向けての取 り組みはいかがか。

(事務局)

豊明市は1町5市町の広域で権利擁護支援センターを開設しており、課題は後見制度を受任する人たちのマンパワー不足である。市民後見人を引き受ける人は本当に少なくて課題になってきている。後見制度は親亡き後の障がい者を支えるために地道に市民後見人の養成を進めていきたいなと思っている。また、来年度はおとな部会を設立して、親亡き後や成年後見等、さまざまな課題について部会で協議検討をして着手していく。サービス未利用者の方に対する訪問も今年度は19世帯を対象に行っていま

すが、まだまだ対象を拡大して来年度以降に広げて取り組んでいきたい。傾向を見ながら地域づくりが必要で、傾向が見えてきたらそれに対する対策を皆さんの力を借りながら、一緒に考えていきたい。

(委員)

地域生活支援拠点の機能の緊急時の受け入れと、体験の機会の場の提供ですが、令和3年以降、緊急時の受け入れが4件ほどありましたが意外に少ないなと思う。緊急だから知らないところに行き、そこで落ち着いていられるかというと、不安も多い。緊急をいかに緊急でなくするかというところで、体験の機会の場を合わせて考えていきたい。実際、親御さんが亡くなられた時に、急遽行った先でも知った顔があるというところがすごく大事である。未利用者の調査とか、いろんな取り組みをしていただいて、どんなサービスが必要か検討するのもそうだし、この自立支援協議会として、福祉事業者だけではなくて、商工会や学校等地域の方々で心配な方々が見えたら、いろいろな業界の方々が情報を提供して頂けるような自立支援協議会の協力体制をとっていただけたらと思う。緊急の受入も大事だが、日頃から色んな事業所を知っていただく、いろいろな事業者があるんだ、相談できる場所があるんだ、報告するところがあるんだというのを、この協議会を通して関係者の方々に広げていただけたらと思う。

【課題6 質疑・意見等】

(会長)

評価基準に基づいて、日中サービス支援型共同生活援助の事業者による自立支援協 議会への報告とその評価をしなければならない。

(事務局)

実際の運用では自立支援協議会は、日中サービス支援型共同生活援助事業者に対して評価等の実施、事業開始前の評価、事業開始後の評価を行うことになる。いろんな事態が発生しやすい事業者に対して会として、一定程度の評価をしていく。

(委員)

県が実施する施設の監査との違いは何か。自立支援協議会として評価や改善を求めていくことが本当にできるのだろうか。

(事務局)

自立支援協議会による評価は、法的な根拠としては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員設備及び運営に関する基準である。基準第 213 条の 10 に「地方公共団体が設置する協議会等で、定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない」とある。確かに事業所の指定権限は県にあり、豊明市から別に指定を取り消されるわけではないが、評価をしていく。

(オブザーバー)

監査ではなく、透明性を確保するための外部の目、第三者委員会のような仕組みである。グループホームは変遷してきており、日中サービス支援型では利用者が日中もグループホームで過ごすため、24時間365日職員1人以上の配置を求められている。利用者同士の傷害事件やスタッフ対利用者の虐待事件、ネグレクトが発生する可

能性もあることから、皆様の協力を得て利用者が安全安心に過ごせるように、自立支援協議会で評価できればと思う。

(会長)

自立支援協議会のとしての権限は何かあるのか。

(オブザーバー)

権限とまではいかないが、訪問調査やこの場に来て聞き取りをしていくことになる と思う。

(事務局)

いろいろな課題も発生しやすい事業所形態である。地域として、リスク対応と何らかの介入は必要であると思う。放置するのではなく地域として必要なことを整えさせていただきたいと考えている。

(委員)

日中サービス支援型のグループホームについて教えてください。

(オブザーバー)

日中サービス支援型では、利用者が日中過ごし、定員20名に対して24時間365日職員が1人以上つくという配置基準がある。職員が一日常駐してサポートしますよという、半分施設で、半分今までのグループホームの考え方が残っている。施設よりは職員配置が低いものの、区分が重い人をなるべく入れるという設定になっているため、報酬が高く事業者の参入もある。中には日中サービス支援型のグループホームに急遽入り利用者が全然落ち着かないとか、職員も定着が難しいといった課題がある。

【課題7 質疑・意見等】

(委員)

商工会や職業安定所が自立支援協議会のメンバーに入っているということは就労への応援や導き、支援をすすめていくことが根底にあっての構成だと思う。その部分も 考慮していただくと更に太い糸で繋がっていく。商工会としても障がい者雇用で何か 役に立つかもしれない。

(委員)

豊明市は重度の方が多いと感じるが、中々情報が回りきっていないと感じる。過去にも特別支援学校と企業の方々と市役所が就労に向けて調整してくれた時があるが、そういう機会があるとよい。学校を卒業した後、いろいろな支援や福祉サービスを使いながら豊かな生活を送っていくことが大切である。部会の検討や結果に関しては、自立支援協議会の本会議の方で報告していただくというのが筋である。我々も障がい支援に対して取り組むためには状況を是非知っていきたいと思う。

(会長)

自立支援協議会については年2回開催が望ましい。

【出席者等】

出席委員 12名

事務局 児童発達支援センターどんぐり管理者

豊明市障がい者基幹相談支援センターフィットセンター長

健康福祉部長

地域福祉課 (課長、担当係長)

子育て支援課 (課長、担当係長)

オブザーバー 尾張東部圏域相談支援地域アドバイザー

傍 聴 なし

以上